

取扱区分：公開

令和4年第2回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和4年2月24日（木）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和4年第2回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和4年第2回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和4年2月24日（木） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和4年2月24日（木） 午後4時53分
- 3 出席委員（12人） ※番号は議席番号
2番 門井 隆 3番 常見 淳 4番 野口 勇 5番 田鍋 光男
6番 齋藤 博司 8番 寺田 進 9番 岩崎 久 10番 山本 寿一
11番 吉岡 政広 12番 杉崎 國昭 13番 原田 順一 14番 竹内 幸男
- 4 欠席農業委員（2人）
1番 萩原 和夫 7番 高橋 建一
- 5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
第1 議事録署名委員の指名について
第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）
議案第2号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第4号 生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあつせんについて
議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について
報 告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報 告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
報 告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報 告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
- 8 出席した農業委員会事務局職員（3人）
事務局長 中里 幸雄

事務局 茂木 郁
事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

本日の総会も、前回同様「まん延防止等重点措置実施期間中」での開催となりますが、何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会議は、コロナ対策といたしまして、会場の窓やドアを開けたまま行います。また、本日は、利用権設定の審議案件数が多いため、資料の読み上げ等におきまして、部分的に省略させていただき、時間を短縮させていただきます。ご不便をおかけいたしますが、皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、萩原会長におかれましては、急に所要が入ってしまい、本総会は、欠席させていただきますとのことでございました。

それでは、ただ今より、令和4年第2回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、●●副会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（副会長）— 副会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により副会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和4年1月25日に開催いたしました第1回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容について確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様には伺います。他に何か修正の必要な箇所はございますか。

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じますが、前回の総会にて●●●●と、●●●●●が署名委員の指名を受けておりました。しかし、本日、私が議長を務めさせていただいております関係から、私の代わりに署名委員といたしまして●●●●●をお願いしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

異議なし。

(議 長)

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●お願いいたします。

なお、●●●●は、本日欠席でございますので、後ほど、事務局でいただきにあげます。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

本日は、●●●●と●●●●が欠席でございます。また、●●●●からは、少し遅れるとの連絡がございました。

従いまして、現在出席委員は14名中11名でございますが、総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案につきまして、事前にお配りしておりました議案書には、先月保留となりました農地法第4条第1項の案件を載せておりませんでした。しかし、先日、案件の是正を行っているとの連絡がありましたことから、急ではございますが、審議事項を1件追加し、議案第5号として、ご審議をお願いいたします。その他は、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第5号でございます。他に報告案件が、報告1から報告4までございます。

それでは、順次議題に入らせていただきます。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について(貸借関係)」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたしますが、本日は、審議案件数が多くございますことから、重複するような内容や箇所につきましては、省略させていただきます。

また、担当地区委員から説明を行っていただく際も、対象地の具体的な場所の案内、説明につきましては、割愛していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第1号のうち、新規設定番号1及び番号2につきましては、同一の借受人となりますので、2件併せまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

借受人にお話しを伺いました。番号1の貸付人は、ご高齢のため続けることが厳しく、耕作をお願いしたいということでした。

番号2の貸付人は、今お勤めをされていて耕作できないため、畑をお願いしたいということでした。両方とも蕎麦を作るということを伺っています。現場を見たところ、きれいに管理しており、すぐ使える状態になっています。問題はないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

こちら、借受人にお話を聞いてきました。●●●●さんがご高齢のため、田をやってほしいということで、実は昨年からは耕作されているそうです。現地の田を見るときれいに管理されており、いつでも耕作できる状態で、問題ないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

借受人は、利用権の期間が10年ですが、年齢等分かれば教えてください。

(委 員)

年齢は、80歳過ぎていると思うのですが、元気な様子です。

(議 長)

他に質問はございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

申請理由ですが、貸付人、借受人ともに、以前から利用権設定をしていました。今回は相続で貸付人の名前が娘さん変わったため、新規扱いでの申請に至ったとのこと。

現地の確認に行きましたら、きれいに耕作されており、問題ないと思われます。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号5につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

先日、貸付人と借受人の方にお話しを伺ったところ、借受人は貸付人の義理の息子さんで、以前から相対でやっていたいていましたが、今回、貸し借りをきちんとしようということで、利用権設定の申請になりました。

現地の確認をしたところ、きれいに耕作されており、問題ないと思います。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号6及び番号7につきましても、同一の借受人となりますので、2件併せまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

申請理由ですが、以前はこの2筆とも●●さんという方が耕作しておられましたが、ご高齢のため、誰か他に耕作してもらえる人を探していたところ、隣で耕作しておられる●●さんが耕作してくれることになり、今回の申請に至りました。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号6につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第1号の番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号8につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

番号8については、借受人の方の情報がないため、事務局でお願いいたします。

(事務局)

借受人と貸付人ですが、以前から相対で貸し借りを行っていたそうです。しかし、先日配布したヤミ耕作のチラシをご覧になり、きちんとしようという話し合いとなり、手続きを進めたということでした。

●●さんという方は●●にお住まいですが、●●で会社経営をされており、●●さんのお持ちの土地以外にも相対でいくつか耕作されているということでした。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

現場確認はされていますか。

(事務局)

現場を確認したところ、作付けをされていました。会社の従業員に手伝いをしてもらい、できた作物をおいしくいただいているそうです。

(議 長)

他にございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号8につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号9につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

借受人の田の隣に●●さんの田があったため、そこを借り受けることで効率的に耕作する予定とのことです。よろしくお願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号9につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号9につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号10につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

10番についても同じく借受人が隣で田を作っておられるため、3反区画にして栽培する予定で、耕作しやすいように耕作者同士で話し合って申請されています。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号10につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号10につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号11から番号18につきましても、同一の貸付人、借受人となりますので、8件併せまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

●●委員におかれましては、この件の関係者となりますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

貸付人の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、皆さんご高齢で、体調が優れず、今年から作付けできないということで、地元で話し合った結果、●●さんと●●●●さん、●●●●さん、私で、借り受けることになりました。地元の方が引き受けるということで、問題はないと思います。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号11から18につきましては、一括で採決をお願いしたいと存じます。
番号11から18につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号11から18につきましては、承認することといたします。●
●委員には、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号19から番号39までにつきましては、借受人が●
●●●さんの地目が畑の案件となります。この件につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

●●委員におかれましては、この件の関係者となりますので、審議が終了するまで一時退室をお願いいたします。

(委 員)

初めに、番号19から番号39までご説明します。こちらはブロックローテーションといい、小麦と大豆を作る予定になっています。ブロックローテーションは今回が2回目になります。本体のブロックローテーションがA、今回がBになります。この田は作り手のいない田です。それで駒転で借り、大豆を作付けするということで、賃借料も異なります。

本体の方はうちでお願いして作らせてもらっているということで、1反あたり●●●円、今回のものは耕作者がいないということで、●●●円ということになっています。全部足すと、約2町5反あると思います。

補足すると、主食米の価格が大変なことになってきていますので、このブロックローテーションを行うことで、補助金をいただき何とか折り合いをつけたいと思っています。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号19から番号39につきましては、一括で採決をお願いしたいと存じます。番号19から番号39、全てに承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号19から番号39につきましては、全て承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号40から番号75までにつきましては、借受人が●●●さんの地目が田の案件となります。この件につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

番号40番から75番まで、36件になります。これは水田利用なのですが、耕作者が見つからず、●●●●の方で共同栽培する予定です。非常に採算が合わない水稻主食用になっているので、飼料米に切り替えて補助金でなんとか穴埋めしたいということで、このような料金設定にいたしました。面積は約4町3反になります。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号40から番号75につきましては、一括で採決をお願いしたいと存じます。番号40から番号75、全てに承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号40から番号75につきましては、全て承認することといたします。●●委員には、入室をお願いいたします。

なお、議案第1号の番号76から番号95までにつきましては、再設定分となりますので、説明を省略させていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号76から番号95までにつきましては、一括で採決をお願いしたいと存じます。番号76から番号95、全てに承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号番号76から番号95については、承認することといたします。

次に議案書18ページ、議案第2号「農用地利用配分計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

議案第2号の番号1から番号5まで、全て関連がありますので、一括して担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

場所は、埼玉県農林公社が一括して管理しています。借受人のお父様が昨年亡くなったので、名義変更で契約を形式上やり直すという内容になっています。

(議長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

賃料が無償になっている理由は、面積がとても狭く、形も悪くて耕作が難しいということだそうです。これらの理由により、お父様の代から無償であったとのことで、何も変更はありません。

(議長)

議案第2号の番号1から番号5については、ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1～5まで、すべて関連しておりますので、一括での採決とさせていただきたいと存じます。

議案第2号の番号1から番号5について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいた

します。

総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1から番号5については、承認することといたします。

— 休 憩 —

(議 長)

次に議案書19ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第3号の番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

以前、ここは、横長に4区画に分けられ、残っていた内側の2区画になります。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。農業振興地域外の農地になります。申請地の概要については、委員さんのご説明の通りです。第2種農地になります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水道は市道より引き込み、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はU字溝に排水となっています。

その他、土砂流出防止のため土留め等を設置します。2月7日現地確認済みです。

(議 長)

議案第3号の番号1につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第3号の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

太陽光施設建設で、譲渡人に話を伺ったところ、自分は売ったから関係ないという話でした。

そこで、譲受人に電話で話を聞いたところ、発電設備1000.0kWと言っていました。当初、地元は反対していましたが話合いの結果、反対の要素もなくなり、現在に至ったとのこと。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。農業振興地域外の第2種農地となります。申請理由について、当該土地については将来含め、日光を遮る遮蔽物が建つ可能性が低く、現在も日照条件が非常によく、太陽光発電事業に適した土地と判断したため、とあります。代替地については市内に限らず検討したが、申請地以外では事業不可であったということです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水道はなし、雨水は敷地内処理、汚水・雑排水については発生しません。

その他については、●●さんが所有していた山林●●●●㎡を合わせ全体面積は●●●●㎡になります。事前に地元自治会を対象に事業説明会を実施済みです。工事中において、車両は最徐行、搬入作業は敷地内で行い、通学時間帯は隣接道路の使用を控える計画となっています。

施工後は敷地を1.5mのフェンスで囲い、監視カメラを設置します。市消防署の指示により消火器の設置。設備にはアースが接地されており、二次被害を防ぐとなっています。反射率3%未満のパネルを採用し、傾斜、向きにも配慮し、周囲の日照条件にはほとんど影響はありませんとのことでした。一部フェンスをセットバックして設置し、圧迫感を緩和。年4回除草作業、1回の設備点検を行うということです。2月7日現地確認済みです。

こちらの件については、事前に農業委員さんから質問があったため、併せて回答させていただきます。

1点目、会社概要について、●年●月に設立されました。代表取締役が●●●●、資本金が●●●●円、従業員が派遣社員を含めて●●名となっています。本社が●●●●●●●●です。

主要な取引先は、●●●●●、●●●●●、●●●●●、●●●●●等となります。主な事業としては、蓄電池の販売、施工、太陽光発電システム販売、施工、耐震補強工事、防水、塗装、リフォーム、発電・売電事業、レストラン運営となります。

2点目、高圧の太陽光発電施設ということで法律や県条例による届出等が完了しているのかということについてですが、蓮田市みどり環境課には「蓮田市太陽光発電施設計画届出書」が提出済みということで、確認しています。経済産業省で出力が50kW以上の太陽光発電設備ということで、こちらが高圧の太陽光発電にあたりますが、経済産業省で定める技術基準に適合するよう、電気工作物を維持する義務、電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安を確保するため保安規定を定めて届け出る義務、電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督をさせるために、電気主任技術者を選任して届け出る義務、太陽光発電、太陽電池発電設備が500kW以上、2,000kW未満となり、使用の開始前に技術基準に適合することを自ら確認し、その結果を届け出る義務、があるとされており、●●●●●の代理人に確認したところ、太陽光発電設備の設置後、稼働前もしくは稼働後に全て届け出るということで本日確認をしております。

3点目、近隣住民説明会でどのような意見が出されたかということですが、こちらについては、説明会の「覚書確認書」というものをいただいています。合意事項として主なものは、施設完成後、売電が行われる間の管理及び売電完了後の撤去について、●●●●●が責任を持って行うこと、管理に関しては、年4回の除草作業及び年1回の点検作業、住民の要望に応じた除草等の管理をするということで、確認しています。また、事故に関しても、保険対応等は●●●●●が責任を持って行うとあります。

フェンスの高さに関しては、1.5mのフェンスを設置する、北側に関しては説明会后に植栽位置等を相談する。消防に関しては消防署及びガイドラインを遵守し、設置後消防立ち合いを行うこととする。万が一、施設内立ち入り等を行えばいけない場合については、自治会長と相談をし、今後の対応について決めさせていただく。整地及び機器の搬入について、4t車を使用する、路上駐車を行わない、通学時間に関係する7時半～8時20分、15時～16時半の間には搬入を行わない、通学時間外に搬入が集中することがないように注意する、集中せざるを得ない場合、誘導員を配置する等の対策を行う。下請け業者においても、周知徹底することとする、以前に車両通行に際し、屋根、堀の修繕が必要になったことを鑑み、施設完成後、●●●●●の費用において屋根、堀の点検を行う。工事スケジュールに関しては、着工の30日前までには周知する。施設完成後、高圧施設であり死亡事故等が発生する恐れがあることの看板の掲示、子どもたちが立ち入らないようにする注意喚起の看板の掲示をする。施設設置後、新たな課題、障害等が発生した場合、●●●●●と●●●及び●●●自治会で対応を協議し、課題、障害等を解決するとなっております。

4点目、譲受人の太陽光発電事業の今後の収支の見込み、ということですが、年間発電量の金額が●●●●●円となっており、設置費用が●●●●●円ということから、6.78年で設置費用分の発電量を得られるということになります。

5点目、施設の設置計画面積は、山林を含めて約●●●●●㎡だが、譲渡人等との用地取得交渉によるものかどうか、ということです。4筆とも同じ所有者の土地となっており、まとめて売買契約をしているということを確認しています。4筆の内1筆の山林について、既に

所有権移転を完了しているということを聞いています。

6 点目、設置後の除草等の環境整備についてですが、先ほど説明資料の方にも載せさせていただいたとおり、年 4 回の除草作業と 1 回の設備点検を事業者で行うこととなっています。

最後に、荒廃農地の解消と再生可能エネルギー発電設備の設置の観点から、農振地域制度と農転許可制度について、農林水産省から通達が出されているが、この事案はこれに沿うものかということです。令和 3 年 7 月 30 日「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン」というものが出されており、太陽光発電の整備区域に含まれる農用地が第 1 種農地でないこととされています。ただし、以下のものについては整備区域に含めるとして、1 つ目が、農用地として利用することが著しく困難であるものその他それに準ずるものとあります。こちらについては、農用地としての再生利用が困難な荒廃した農用地となっております。第 1 種農地でも例外的に可能になると書かれていますが、今回の農地については、第 2 種農地にあたりますので、こちらの内容には該当しない場所となっております。

(委 員)

先日、現地確認をしたのですが、補足説明資料の公図、下の赤線で囲まれたところに、切り株が残っている状況でした。事務局からその辺のご説明をお願いします。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の 4 ページ、●●● (山林) と●●●の農地についてです。こちらに竹林のようなものや木の切り株が残っていたということでしたが、申請前に伐採をしていただくということと、コンテナ等が設置されていたため、撤去をお願いしておりました。切り株や根が残っているとのことですが、ここは、埋蔵文化財包蔵地になっており、抜根まで行う場合は、先に試掘をしなければなりません。試掘をするためには農地転用の許可が先に必要になってしまうことから、現地の是正については、伐採まで行っていただき、農地転用の許可が出た後に、抜根、試掘を行い、その後、実際に転用するというところで話をさせていただいております。

(議 長)

議案第 3 号の番号 2 につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

場所や設置の経緯については担当委員に、申請内容については事務局に詳細を説明していただきました。大規模な太陽光発電施設の設置であり、広大な土地を取得する譲受人は、ど

んな会社かと思い調べてみました。●●に電力事業を手掛ける●●●●があり、●年度の売上高は●●●●円に達します。

●●●●の従業員は、派遣社員を含めて●●人にも満たないようですが、●●●●の日本法人の正規代理店であったようです。今は代理店かどうか分かりませんが、埼玉県外では●●、●●などで、県内では●●、●●で施工実績があります。

このような事から農地を取得しての施設設置に不安はないと思われます。

(議 長)

他にご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案第3号の番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

●●さんに話を伺ったら、現在、ご夫婦と小さい子どもで借家生活をしており、家が手狭になったため、●●の実家からも近い場所での住宅建築を考えるようになったとのことでした。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

場所は、農業振興地域外の第2種農地になります。申請地の概要、申請理由については、委員さんのご説明の通りです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水道は市上水道、雨水については敷地内処理、汚水・雑排水は浄化槽処理水を側溝へ放流となっております。

その他、工事用地はフェンス等を利用し、関係者以外の出入りを防止します。雨水や、土砂が流出しないよう敷地周りにマウントアップを設置します。建築予定建物を平屋にして、農地の日照・通風への影響を少なくするよう配慮します。2月7日現地確認済みです。

(議 長)

議案第3号の番号3につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

ここは、調整区域ですよ。調整区域に家を建てる場合、最低敷地面積300㎡という基準があったと思うのですが、そこを満たしていないようです。何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

面積については、市の建築指導課に確認したところ、分筆の時期等によっては300㎡に満たない場合でも建築可能だということです。今回はそれに該当するため、●●●㎡で問題ないと確認しております。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので採決いたします。

議案第3号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に、議案第3号の番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

申請者は不動産屋さんにこの土地を紹介され、ここが気に入り購入したいということになったとのことです。譲受人は現在、●●にお住まいで、調整区域から移られるということです。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の7ページをご覧ください。農業振興地域外の第2種農地になります。申請地の概要、申請理由については、委員さんのご説明の通りです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水道は前面道路より引き込み、雨水は敷地内処理、汚水・雑排水は浄化槽設置し側溝へ放流します。

その他、付近の農地へ影響を及ぼさないよう隣地境界にはブロック塀を新設内積みし、雨水・土砂の流出を防除いたします。２月７日現地確認済みです。

(議 長)

議案第３号の番号４につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第３号の番号４につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第３号の番号４につきましては、承認することといたします。

次に、議案第３号の番号５につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

この許可申請は、昨年１１月２５日の総会で一度提案されましたが、その際は、●●●の土地が含まれていませんでした。１１月２５日の総会時に、●●●の現所有者への譲渡について審議をしていただき、承認されたことから、後日●●●を含めた一団の土地で、改めて申請していただくとのことで、保留になっていました案件です。

田んぼを畑として活用するため、農地改良をするというものです。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の９ページをご覧ください。農業振興地域内の第１種農地になりますが、農地改良の一時転用として申請が可能となっています。

委員さんのご説明にあったとおり、昨年１１月の申請時には、●●●が含まれていませんでしたので、●●●を加えた合計●●筆で改めて申請していただいております。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、雨水は敷地内処理とし、上水道、汚水・雑排水はなしとなってい

ます。

その他、車両接触防止に努めるため待避所の設置及び距離表示を行う。水路との保全距離を保つとなっています。2月7日現地確認済みです。

(議 長)

議案第3号の番号5につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号の番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に、議案書21ページ 議案第4号「生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせんについて」でございます。

議案第4号の番号1につきまして、事務局より議案の朗読及び説明をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第4号の番号1につきましては、事務局の朗読、説明のとおりでございます。何かご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第4号の番号1につきまして、農業委員会として、あっせん活動を積極的に行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、追加議案である議案第5号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第5号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第5号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

元々の土地は農地なのですが、現状として不十分で砂利が残っていたりしたため、保留となった案件です。

本日午前中、市から連絡を受けて私が確認したところ、砂利は全て撤去されていました。前回指摘された点は是正されたのではないかと考えられます。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

追加で配布しました補足説明資料の4条関係のものをご覧ください。農業振興地域外の第2種農地となります。概要については、委員さんのご説明の通りです。

資金計画についても変わりなく、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は発生しないとなっています。

その他、隣地との高低差はなく、土砂等の流出はない、工事中は粉塵防止、交通に支障を及ぼさないよう努めますとのことです。

本日、午前中、事務局の方でも現地確認をしましたが、砂利は進入路部分のみに敷かれている状況であり、こちらは届出をされている部分となるため問題はないと思われます。また、一部車両が道をふさいでいましたので、車両の撤去の指示をさせていただきました。前回、指摘のあった砂利等が残っていて農地といえない状況については、問題ないと思われます。

(議 長)

議案第5号の番号1につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第5号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第5号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に 議案書22ページ以降の 報告1から報告4につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

(事務局) － 報告1から報告4、議案書朗読 －

(議 長)

以上朗読いたしました、報告 1 から報告 4 につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いします。

(委 員)

報告 1 番号 6 の権利取得事由が「調停」となっていますが、裁判か何かの結果ですか。

(事務局)

相続に関する調停申し立てがあり、これが成立したのが●年●月●日となります。

(議 長)

他に何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項等は、全て終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —